

平成27年11月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ホ)第590号 損害賠償請求控訴事件 (原審・名古屋地方裁判所平成26年(ワ)第945号, 同第2914号)

口頭弁論終結日 平成27年9月8日

判 決

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン60

控 訴 人 弁護士法人アディーレ法律事務所

代 表 者 社 員 石 丸 幸 人

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン60

控 訴 人 石 丸 幸 人

2名訴訟代理人弁護士 鈴 木 淳 巳

大 久 保 朝 猛

愛知県一宮市公園通3-30-6

被 控 訴 人 瀧 康 暢

名古屋市西区城西1-12-12 パークサイドビル2階

被 控 訴 人 平 井 宏 和

名古屋市中区丸の内3-6-41 DDSビル501

被 控 訴 人 堀 田 崇

名古屋市中区丸の内3-14-32 丸の内3丁目ビル3階

被 控 訴 人 眞 下 寛 之

名古屋市中区丸の内3-15-20 丸の内三幸ビル6階

被 控 訴 人 田 中 英 生

名古屋市西区城西1-12-12

パークサイドビル2階 愛知市民法律事務所内

被 控 訴 人 名古屋消費者信用問題研究会

代 表 者 瀧 康 暢

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人瀧康暢，同平井宏和，同堀田崇，同眞下寛之及び同田中英生は，連帯して，控訴人弁護士法人アディーレ法律事務所に対し，556万4020円，同石丸幸人に対し，400万円及びこれらに対するいずれも平成26年3月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人名古屋消費者信用問題研究会は，控訴人弁護士法人アディーレ法律事務所及び同石丸幸人に対し，各200万円及びこれらに対するいずれも平成26年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 被控訴人瀧康暢（以下「被控訴人瀧」という。），同平井宏和（以下「被控訴人平井」という。），同堀田崇（以下「被控訴人堀田」という。），同眞下寛之（以下「被控訴人眞下」という。）及び同田中英生（以下「被控訴人田中」といい，上記被控訴人らを総称して「被控訴人瀧ら」という。）は，控訴人らが被控訴人瀧らの著作物を無断で複製又は翻案したとして，控訴人らに対し，主位的に，著作権及び著作者人格権侵害に基づき，損害賠償金及び遅延損害金の支払，謝罪広告の掲載並びに書籍の発行等の差止めを求め，予備的に，不法行為に基づき，損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める訴訟を提起した（前件訴訟）が，第1審では被控訴人瀧らの請求がいずれも棄却され，控訴審でも控訴を棄却され，上告審でも上告が受理されず，被控訴人瀧らの敗訴が確定した。

名古屋地方裁判所平成26年(ワ)第945号事件は，控訴人らが，被控訴人瀧

らに対し、被控訴人瀧らの上記訴訟提起等が不法行為を構成し、また、上記訴え提起の際、被控訴人瀧らが記者会見を行い、被控訴人名古屋消費者信用問題研究会（以下「被控訴人研究会」という。）のウェブサイト上で、上記訴訟を提起した旨及びその訴状を閲覧可能な状態にしたことが名誉毀損に当たるとして、不法行為に基づき、控訴人弁護士法人アディーレ法律事務所（以下「控訴人アディーレ」という。）につき損害額556万4020円（不当提訴等による損害356万4020円、名誉毀損による損害200万円）、控訴人石丸幸人（以下「控訴人石丸」という。）につき損害額400万円（不当提訴等による損害200万円、名誉毀損による損害200万円）及びこれらに対するいずれも訴状送達の日翌日である平成26年3月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

同裁判所平成26年(ワ)第2914号事件は、控訴人らが、被控訴人研究会に対し、上記の被控訴人瀧らに対する名誉毀損と同様の主張をして、不法行為に基づき、損害額各200万円及びこれらに対するいずれも訴状送達の日翌日である平成26年7月25日から支払済みまで同割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人瀧らが上記訴訟の提起等をしたことも、被控訴人らが記者会見し、被控訴人研究会のウェブサイトに訴状を掲載したことも、いずれも不法行為が成立しないとして、控訴人らの本訴請求をいずれも棄却した。そこで、控訴人らが控訴した。

- 2 前提となる事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、3のとおり控訴人らの当審における補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2ないし5に記載するとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決の5頁21行目の「弁護士高橋穰二」を「弁護士高橋讓二」に、同8頁20行目ないし21行目の「各事件」を「第945号事件」に、22行目ないし23行目の「第945号事件」を「各事件」にそれぞれ改める。

なお、「被告書籍」を「被控訴人書籍」に、「原告書籍」を「控訴人書籍」に読み替える。)

3 控訴人らの当審における補充主張

(1) 訴訟提起行為及び宣伝行為による不法行為の成否（控訴人らの主張(1)）

ア 被控訴人書籍には、過払金返還請求の手續に関する法令や判決の内容等に関する説明の記述等が多くを占めているところ、記述の対象事項を取捨選択し、その順序・配列等を図示し図表化するなどして工夫などすることは、知識ないしアイデアの部類に属するものであって、著作権法上保護の対象となるものではない。被控訴人瀧らが、被控訴人書籍と控訴人書籍の記述、書式、表現、レイアウト、注記の方法等に同一性・類似性が認められると主張する箇所は、判決やガイドラインから当然に導かれ、表現それ自体に該当しない部分や実務上の運用をごく普通の言葉で表現したにすぎないものである。これは、単なる事実や実務上の知識、知見ないしアイデアに属するものであり、著作権法の保護に値する表現の創造性は認められない。これらが著作権侵害に当たるとする被控訴人瀧らの請求に事実的・法律的根拠を欠くものであることは明らかである。

被控訴人瀧らは、いずれも弁護士であり、しかも著作権訴訟の実務に精通している高橋弁護士を訴訟代理人に選任している。それにもかかわらず、単に形式的に両書籍相互の記述、様式、文言、レイアウト、注記等に同一性・類似性がある部分を特定、対比しただけで、表現自体に創造性があるかという著作権法上の基本的観点から被控訴人書籍に対して実質的検討を加えた形跡がない。

また、同一性・類似性のある記述等を用いて書籍を発行した場合の不法行為の成否についても、法令やガイドライン等に従ってなされる過払金返還請求の手續に係る知識・アイデアが著作権法上独占的に保護されるものではないことは明らかであるから、その記述等の一部に同一性・類似性

がある書籍を発行したとしても、これが社会的相当性を逸脱したものでないことも自明である。

したがって、被控訴人瀧らは、前件訴訟における請求について、事実的・法律的根拠を欠くものであることを知っていたか、少なくとも容易に知り得たというべきである。

イ 後記(2)アのような、被控訴人瀧及び高橋弁護士の記者会見における発言や被控訴人研究会のウェブサイト上での前件訴訟の訴状の公開については、控訴人アディーレ名古屋支店の開設に臨んでその業務阻害を企図し、控訴人らの業務上の信用、評判を貶めることを目的としてされたものであり、このような事情に鑑み、弁護士職務基本規程70条、73条を斟酌すると、訴訟提起行為や宣伝行為は、社会的相当性を逸脱したものであり、不法行為を構成する。

(2) 名誉毀損による不法行為の成否（控訴人らの主張(2)）

ア 前件訴訟提起後の司法記者クラブの記者会見において、被控訴人瀧は、「長年にわたり培ってきたノウハウを盗用されたのは残念だ」と発言し、高橋弁護士は、「石丸弁護士側の書籍の表現形式は紛れもないコピーだ」と発言した。共同通信社（国内外の報道機関にニュースを配信する業務を行っている。）の平成21年8月25日付けの配信記事には、高橋弁護士の上記発言が記載されており、同日付け北海道新聞には、同配信記事をほぼ引用する形でほぼ同内容の記載がされている（甲15）。また、一般私人の開設したウェブサイトにおいて上記記者会見に係る時事通信（その業務は共同通信社と同じ）の配信記事が掲載されているが、高橋弁護士や被控訴人瀧の上記発言が記載されている（甲23、42の1、2）。これらの証拠から、被控訴人瀧や高橋弁護士が上記記者会見で上記の発言をしたことが認められる。そして、被控訴人瀧の発言は、弁護士等である控訴人らが、あたかも過払金返還請求業務に関する独自のノウハウを欠いており、

同業務を営む被控訴人らのノウハウを窃盗に類する悪質、卑劣な行為によって書籍の記述にそのまま引用したとの印象を与えるものである。また、高橋弁護士が発言は、あたかも控訴人ら自身には過払金返還請求に関する業務上のノウハウや工夫がなく、被控訴人らの当該業務に関する書籍のそれらをそのまま丸写しにして書籍を制作したかのような印象をあたえるものである。いずれも控訴人らの業務上の信用や品位に関する社会的評価を著しく失墜させるものである。高橋弁護士は、前件訴訟の原告ではないが、上記発言は、記者会見の席上、被控訴人ら全員を代理して、被控訴人瀧ら出席者の共同見解を述べたものとみられるのであるから、高橋弁護士の発言についても被控訴人らが共同不法行為責任を負うべきである。

被控訴人らは、被控訴人研究会が管理するウェブサイトにおいて、提訴当日に、訴訟手続と関係なく、前件訴訟の訴状を公開した。一般人が裁判を離れた訴訟手続とは無関係の場面において、訴状等に具体的かつ詳細に記載された請求原因事実の内容に接した場合に、請求原因事実は一方当事者の主張にすぎず、真否は不明であるとの意識は働きにくいのであり、一般人の普通の注意と読み方を基準にすれば、当該事実が真実ではないかと受け止めることは十分想定される。そして、上記の訴状には、「その基本的構成が類似しているにとどまらず、文章や図表が類似する部分が相当程度を占め、一般人が理解しやすいように平易化・単純化したりした記述内容、記述の順序やチャート図、それに具体的な交渉や訴訟手続での弁護士としての経験を踏まえた独自の工夫を著した部分の多くが類似点として認められる」などという請求原因が記載されており、その内容をなす事実を摘示しているものである。被控訴人研究会のホームページにアクセスする者の中には、民事訴訟等の知識に乏しい一般市民が多数含まれているところ、一般市民が、このような状況で、上記の記載に接した場合、請求原因の内容たる事実を真実であると認識するか、少なくともそれに近いことが

存在するかもしれないとの印象を受ける者が相当数存在することが推察される。仮に、摘示事実について、著作権を侵害したこと等を理由として損害賠償を求める訴訟を提起したものと解しても、一般市民は、真相は不明であるが、少なくとも提訴者から著作権法違反等と受け取られるような疑わしい行為があったのかもしれないとの印象を受けるものである。そして、控訴人らは、いずれも債務整理を主要かつ専門業務とする社会的に著名な弁護士ないし弁護士法人であるところ、一般市民において弁護士ないし弁護士法人としての廉潔性や債務整理の専門性に強い疑問を生じさせるものであり、業務上の信用や品位に関する社会的評価を低下させ、その名誉を毀損する行為に当たることは疑いない。

イ 控訴人らがその書籍中で被控訴人らのノウハウを盗んで用いたこと、被控訴人書籍のノウハウや工夫が表れた表現を丸写しにしたことは、いずれも真実でないことは明らかである。これらの発言に係る上記事実については、前件訴訟の訴状にすら請求原因として記載されていないのであり、被控訴人らが、これらを真実と信じたとは認められない。また、前件訴訟の訴状の内容をなす請求原因事実は、前件訴訟でいずれも排斥されているから、これらは真実ではないことは明らかである。そして、上記の事実や請求原因事実を真実と信じるについて確実な根拠、資料もないことが明らかであるから、被控訴人らがこれらを真実と信じるについて相当の理由があるとはいえず、被控訴人らに故意又は過失が認められる。

ウ 控訴人アディーレは、平成21年2月に被控訴人らの営業拠点である名古屋市に支店を設立し、同年3月30日から営業を開始する旨開示した。被控訴人瀧が記者会見において「ノウハウを盗用した」という犯罪行為を指弾するような強い非難の言辞を用いたことは、控訴人らが非難に値する行為を行ったかのように社会一般に強く印象付け、控訴人らの業務上の信用、評判を貶めようという意図をうかがわせる。高橋弁護士が「紛れもな

いコピーである」と述べて、控訴人らが被控訴人書籍中のノウハウや工夫の表れた表現を丸写しにしたと断定し強調してみせたのも、同様の意図によるものである。被控訴人瀧は、愛知県弁護士会内で、控訴人アディーレの名古屋支店の営業開始日に合わせて、同控訴人が受任方法として採っている面談なしの債務整理受任を懲戒の対象とするという規約を制定することを強く主張しており、控訴人アディーレの中部地域における業務の展開を阻害する意図があったことは確実である。そして、被控訴人らは、この提案が不首尾に終わると、被控訴人書籍と控訴人書籍の各記述に同一性・類似性があることが判明したことを奇貨として、前件訴訟を提起し、提訴当日に記者会見を行い、一般市民に訴状を公表し、控訴人らが悪質な著作権侵害行為を行ったかのように喧伝したのである。これらの経緯に照らしても、被控訴人らにおいて、控訴人アディーレの中部地域での営業展開を阻害するために控訴人らの業務上の信用、評判を貶めようという意図があったことは明らかである。これらの一連の行為は、控訴人らの地元進出に対する危機感、対抗意識、排除意識を背景に、控訴人らの業務上の信用や評判を貶めて、その業務を阻害する目的を遂げようとしたものであり、公益目的とはおよそ無関係の私益目的、加害目的によるものにほかならない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本訴請求については、いずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 認定事実

原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1に記載するとおりであるから、これを引用する（なお、「被告書籍」を「被控訴人書籍」に、「原告書籍」を「控訴人書籍」に読み替える。以下同じ。）。

3 控訴人らの主張(1)（訴訟提起及び宣伝行為による不法行為の成否）について

(1) (2)のとおり、控訴人らの当審における補充主張に対する判断を加えるほか、

原判決の第3の2に記載するとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決の19頁19行目の「説明もしていない」を「説明も不十分である」に改める。）。

(2) 控訴人らの当審における補充主張に対する判断

ア 控訴人らは、前件訴訟における被控訴人瀧らの請求が事實的・法律的根拠を欠くものであることは明らかであり、被控訴人瀧らは、それを知っていたか、少なくとも容易に知り得た旨縷々主張する。しかし、控訴人書籍は、被控訴人書籍に依拠して作成されたものであると認められるところ、記述の対象事項を取捨選択し、その順序・配列等を図示し図表化するなどして工夫などすることが著作権法上保護の対象となるものではないとしても、控訴人書籍の中の多岐にわたる同一性・類似性のある記述が全て議論の余地なく創作的な表現に当たらないと断定することはできず、被控訴人瀧らの請求に法律的な根拠がないことが明らかであったとはいえない。また、不法行為の成否については、評価に係わることであることなどからすると、たとえ前件訴訟で敗訴したとしても、被控訴人瀧らにおいて前件訴訟の訴えに法律的な根拠がないことを知っていたとか、容易に知り得たなどとはいえない。このことは、原判決が第3の2(2)ア及びイで認定説示するとおりである。被控訴人瀧らにおいて表現自体に創作性があるか検討を加えた形跡がないとしても、被控訴人瀧らは、訴え提起に当たって知的財産訴訟に精通している弁護士に対し意見照会し慎重に検討していたのである（原判決の第3の2(2)イ）。したがって、被控訴人瀧らにおいて、その請求について事實的・法律的根拠を欠くものであることを知っていたか、少なくとも容易に知り得たとは認められないのであり、上記認定事実によれば、被控訴人瀧らの訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に当たるとはいえない。

イ 控訴人らは、被控訴人瀧及び高橋弁護士の記者会見における発言や被控

訴人研究会のウェブサイト上での前件訴訟の訴状の公開が不法行為を構成すると主張する。しかし、被控訴人らにおいて、控訴人アディーレの業務阻害を企図して前件訴訟の訴えを提起したり記者会見等をしたと認めることができないことは、後記4(2)ウで説示するとおりである。被控訴人瀧らの前件訴訟の提起が著しく相当性を欠くといえないことは、上記アで説示するとおりであり、同訴え提起を踏まえて、被控訴人瀧が請求原因の内容を正確に理解し報道してもらうために記者会見を開くことや被控訴人研究会のウェブサイト前件訴訟の訴状を掲載することが、直ちに社会的相当性を逸脱したものであるとはいえない。控訴人らが指摘する弁護士職務基本規程70条、73条については、同規程から信義則上訴え提起や記者会見等を制御すべき注意義務を発生させるものでなく、同条を遵守しない行為が不法行為上の注意義務違反を構成するものではないことは、原判決が第3の2(2)エ及びオで認定説示するとおりである。

4 控訴人らの主張(2)（名誉毀損による不法行為の成否）及び控訴人らの当審における補充主張(2)について

- (1) 事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定され、不法行為は成立しない（最高裁昭和37年(オ)第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁，最高裁昭和56年(オ)第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、上記意見ないし論評

の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和60年(オ)第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁、平成6年(オ)第978号最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804号参照）。

上記のとおり、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかによって、名誉毀損に係る不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、当該表現がいずれの範ちゅうに属するかを判別することが必要となるが、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当である（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照）。そして、上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである。

上記の見地に立って検討するに、法的な見解の正当性それ自体は、証明の対象とはなり得ないものであり、法的な見解の表明が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項ということができないことは明らかであるから、法的な見解の表明は、事実を摘示するものではなく、意見ないし論評の表明の範ちゅうに属するものというべきである（最高裁平成15年(受)第1793号、第1794号同16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照）。

(2) 被控訴人研究会のウェブサイトにおける前件訴訟を提起したことの記載並

びにその訴状及び対比表の掲載について

ア 前記認定事実及び証拠（甲11，24，乙A20）によれば，被控訴人瀧は，平成21年8月25日，被控訴人研究会が管理するウェブサイトにて，控訴人らに対する前件訴訟を提起したことを記載するとともに，前件訴訟は，控訴人書籍が被控訴人書籍の著作権を侵害するものであるとして，損害賠償，書籍の発布等の差止め及び謝罪広告を求めるものであることを記載し，前件訴訟の訴状及び控訴人書籍と被控訴人書籍の対比表をダウンロードできるようにしたこと，同訴状及び同対比表には，請求原因を基礎付ける事実として，控訴人らが被控訴人瀧らの著作権（複製権，翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権，氏名表示権）を侵害することや他人の成果物を不正に利用して利益を得たことを基礎付ける事実が具体的に記載されていることが認められる。

以上によれば，被控訴人研究会のウェブサイトにおいて，被控訴人らが控訴人らに対して上記のような内容の前件訴訟を提起したことを記載したことについては，同内容の前件訴訟を提起したことの事実を摘示したものと見える。被控訴人研究会のウェブサイトに掲載された事実は，被控訴人瀧らが控訴人らを相手に，著作権侵害等を理由として損害賠償請求訴訟を提起したということである。しかし，特に著作権侵害等を理由とする訴訟においては，技術的，専門的な評価に関する高度な法的判断を要するもので，その理解や判断に難しいものがあり，一般に，訴えが提起されたからといって，直ちに，著作権侵害の事実があって訴えの相手方が違法な行為によって損害賠償義務を負うものと受け止められるとはいえないものである。したがって，上記の事実が摘示されたとしても，直ちに，控訴人らの社会的評価を著しく失墜させるものとはいえない。

次に，前件訴訟の訴状及び対比表を上記ウェブサイトに掲載し，ダウンロードすることができるようにしたことについては，広く一般国民に同訴

状等そのものを閲覧することができるようにし、その内容を詳細に知ることができるようにしたものであるといえる。同訴状等は、被控訴人瀧らが法的な見解を表明するものではあるが、その前提として、著作権侵害を基礎付ける事実が具体的に主張されているのであるから、一般国民は、請求原因を基礎付ける具体的事実である著作権を侵害した行為そのものも記載されていると受け止めるのが普通の読み方であるといえる。そうすると、一般国民は、控訴人らが著作権を侵害する行為を行ったと受け取ることも考えられ、控訴人らの社会的評価が低下することが一応考えられる。しかし、著作権侵害行為をしたとの表現は、法的な見解を含むものであるから、これを証拠等による証明になじむかどうかの観点から整理すると、著作権侵害との表現は、被控訴人書籍に依拠して、同一性・類似性のある控訴人書籍が作成されたとの事実を摘示するとともに、その事実を前提としてそれが著作権等を侵害するものであるとの法的な見解を表明するものを含んだものであると解することができる（なお、著作物の創作性については、規範的要素が強く、それが認められるかどうかの区別は必ずしも明確ではなく、控訴人書籍についてもそれが認められないとは断定できないものであったことは、上記3(2)アで説示するとおりであり、評価に係わるものであることからすると、創作性を有するとの主張は、法的見解の表明に当たるといふべきである。）。

イ 次に、事実の公共性について検討する。控訴人らも認めるとおり、控訴人らは弁護士ないし弁護士法人であり、控訴人石丸は、控訴人アディーレの代表弁護士として、マスメディアにも多く出演する社会的に著名な弁護士である。そして、被控訴人研究会のウェブサイトにおける上記各表現は、そのような者が監修ないし著作した過払金回収のための控訴人書籍が著作権を侵害するものかどうかに関するものであるから、公共の利害に関する事実に当たるとは明らかである。

ウ さらに、目的の公益性を検討する。事実の公共性が認められることは上記イのとおりであり、控訴人書籍が著作権を侵害するものかどうかは、社会の正当な関心の対象になる事項であることに加え、上記ウェブサイトでは、訴訟が提起されたことと、提起された訴訟の内容を正確に知らせるものであることからすると、同ウェブサイトにも前件訴訟を提起したことを記載し、その訴状等を掲載したことは、社会の正当な関心に答えるためのものであると推認され、その目的が専ら公益を図ることにあったことが認められる。

ところで、控訴人らは、被控訴人瀧が、控訴人アディーレの名古屋支店の営業開始日に合わせて、面談なしの債務整理受任を懲戒対象とするという愛知県弁護士会の規約を制定することを強く主張したことと、その後の前件訴訟提起に至る一連の経過からすると、被控訴人らには、私益目的、加害目的があったことは明らかである旨主張する。しかし、弁護士と依頼者が面談せずに事件処理が行われていたことの問題を背景に、平成21年7月17日、日本弁護士連合会の理事会において、「債務整理事件処理に関する指針」が議決され、平成22年3月18日、改正され（乙A18）、平成23年4月、同理事会で「債務整理事件処理の規律を定める規程」が制定された（乙A21）。このことから明らかなとおり、当時、面談なしの債務整理受任が問題となっていたのであるから、被控訴人瀧らがそのような事態を解消しようとしたからといって、控訴人アディーレの中部地域における業務展開を阻害する意図があったということにはならないのであり、前件訴訟について、公益目的はなく私益目的や加害目的があると推認することはできない。そして、前件訴訟の提起が違法とはいえないことは、前記3で説示するとおりであり、このことも考え併せれば、被控訴人らに私益目的や加害目的があるとは認められず、他に控訴人らの主張を認めるに足りる証拠もない（なお、被控訴人瀧らが控訴人書籍と被控訴人

書籍の同一性・類似性を発見した時期がいつであるかは、以上の認定に何の影響もないというべきである。)

エ 控訴人書籍1は、被控訴人書籍1の「第1回公判前の和解」という誤った記載と全く同一の記載をしていることからすれば、控訴人書籍1の執筆者である柴田は、被控訴人書籍に依拠して控訴人書籍1を執筆したとみることができ、控訴人石丸は、控訴人書籍1を加筆・増補して控訴人書籍2を作成したのであるから、控訴人書籍2も被控訴人書籍に依拠したものであるといえる。このことからすると、被控訴人書籍に依拠し、同一性・類似性のある控訴人書籍を作成した事実は、重要な部分について真実であるといえる。そして、その事実を前提として、これが著作権及び著作者人格権を侵害することに当たるといえるのは法学的見解であり、意見ないし論評の表明であって、本件の全証拠によっても、被控訴人らの表現が控訴人らに対する人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものであると認めることはできない。

オ 以上によれば、被控訴人研究会のウェブサイトの前件訴訟を提起したことを記載したことは控訴人らの名誉を毀損するものではなく、その訴状等を掲載したことに違法性はないから、名誉毀損による不法行為責任が成立するとは認められない。

(3) 被控訴人瀧及び高橋弁護士の記者会見における発言について

ア 控訴人らは、被控訴人瀧が記者会見において「長年にわたり培ってきたノウハウを盗用されたのは残念だ」と発言したことが名誉毀損に当たる旨主張する。

証拠(甲23, 42の1, 2)によれば、同被控訴人が記者会見で上記の発言をしたと推認することができる(上記証拠は、いずれも私人のブログであるが、時事通信社の配信記事を同ブログに掲載したことがうかがわれ、また、他の新聞社等が被控訴人瀧の上記発言を報道、配信していない

が、記者会見での発言全てが報道されるとは限らないから、他の新聞社等が報道、配信していないからといって、発言の事実がなかったということにはならない。) 。しかし、被控訴人瀧の発言は、事実の摘示と意見ないし論評の表明からなるものである。そして、上記発言に事実の公共性及び目的の公益性が認められることは、上記(2)イ及びウで説示するのと同様である。控訴人書籍が被控訴人書籍のノウハウに依拠して記載されることが真実であることは、上記(2)エからも明らかである。これを「盗用」と表現することは、やや穏当でない面もないわけではないものの、物事の善悪についての意見の表明に属するものであるところ、全証拠によっても、その表現が意見ないし論評の域を逸脱したものとは認められない。以上によれば、上記発言について名誉毀損による不法行為責任は成立するとはいえない。

イ 証拠(甲15)によれば、高橋弁護士が記者会見において「石丸弁護士側の書籍の表現形式は紛れもないコピーだ」との趣旨の発言をしたことが認められる。しかし、高橋弁護士は、被控訴人らの代理人として記者会見に臨んだのであるが、同発言も事実の摘示と意見ないし論評の表明からなるものであり、これについても名誉毀損による不法行為責任が成立しないことは、上記アで説示すると同様である(なお、控訴人らは、被控訴人平井が記者会見に出席していた旨主張するところ、本件の全証拠によってもこれを認めるのは困難であるが、仮に同被控訴人が記者会見に出席していたとしても、上記判断を左右するものではない。)

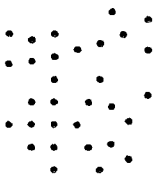
ウ 加えて、記者会見は、出席者が報道関係者に限定されて行われるのであり、その場での発言も限定された同関係者を相手にされたものである。そして、被控訴人瀧や高橋弁護士の上記発言自体が新聞等で報道、配信されたことを認める証拠はない。そうすると、上記の発言については、被控訴人瀧らが控訴人らを相手に著作権侵害等を理由として損害賠償請求訴訟を提起したという事実と比して伝播性は低いといえる。このような観点から

しても、上記の記者会見における意見の表明ともいうべき上記の発言について、直ちに不法行為が成立するほどの違法性を帯びているとは認め難いところである。なお、著作権侵害等を理由として損害賠償請求訴訟を提起したことを記者会見で発表すること自体が名誉毀損に当たるとはいえないことは、上記4(2)アで説示するのと同様である。

- 5 控訴人らは、その他縷々主張するが、理由がなく、被控訴人らには、訴訟提起及び宣伝行為による不法行為や名誉毀損による不法行為が成立したと認めることはできない。控訴人らの本訴請求は、理由がない。

第4 結論

よって、控訴人らの本訴請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は、理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。



名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 木 下 秀 樹

裁判官 鈴 木 幸 男

裁判官 鈴 木 清 志

これは正本である。

平成27年11月12日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 大澤 則之